

「松江藩ちやのゆの学校」実施要綱

(目的)

第1条 出前講座「松江藩ちやのゆの学校」(以下、「出前講座」という。)は、茶道未経験者に対し、気軽に茶の湯に触れる機会を提供することにより、松江の茶の湯文化を次世代へ継承し、更なる発展を目指すことを目的とする。

(対象者)

第2条 出前講座を申し込むことができる者は、原則として市内在住、在勤又は在学し、主に茶道未経験者で構成する5人以上20人以下のグループとする。

(講師の派遣、受講料等)

- 第3条 出前講座の講師は、不昧公200年祭記念事業推進委員会会長(以下、「会長」という。)が派遣するものとし、講師料は無料とする。
- 2 受講料は、1人につき500円とする。
 - 3 出前講座の会場は、市内に限るものとし、会場の確保については、申込者の責任において行うものとする。
 - 4 講師派遣の時間は午前9時から午後9時までの間で、概ね60分から90分以内とする。ただし、会場によっては派遣の時間に制限を設けることができる。

(講師派遣の申込み等)

- 第4条 出前講座を希望する者(以下、「申込者」という。)は、原則として、実施希望日の1カ月前までに「松江藩ちやのゆの学校 申込書」(様式第1号)(以下、「申込書」という。)を会長に提出しなければならない。
- 2 前項による申込みがあったときは、会長は実施の可否を検討し、「松江藩ちやのゆの学校 決定通知書」(様式第2号)により通知をするものとする。
 - 3 前項の講師派遣の決定について、会長は、申込者に対して必要な条件を付すことができる。

(講師派遣の制限等)

- 第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、講師を派遣しない。
- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれがあるとき。
 - (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。
 - (3) この制度の目的に反すると認められたとき。

(変更等の連絡)

第6条 第4条により講師派遣の通知を受けた申込者は、開催日時、開催場所、その他申込事項に変更があったとき、又は開催を中止しようとするときは、変更や中止の事実が

発生した時点で、速やかに会長に報告しなければならない。

(実績報告)

第7条 申込者は、受講終了後、速やかに次に掲げる書類を添えて「松江藩ちやのゆの学校 実績報告書」(様式第3号)を委員会に提出しなければならない。

- (1) 記録写真
- (2) その他、参考となる資料

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成30年5月1日から施行する。